

「ビジネスと人権」に取り組みましょう

企業における人権対応の必要性

1 はじめに

近年、「ビジネスと人権」が注目されています。2023年1月発行の「NTS voice」Vol.24に「ビジネスと人権」の概観を記載しておりますが、2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます）を契機に、グローバル企業だけでなく、中小企業を含むすべての企業はサプライチェーン全体の人権尊重と人権リスクの回避に取り組むこと（以下「人権対応」といいます）が求められています。今回は、企業における人権対応の必要性について説明します。

2 人権対応の基本は人を大切にすること

国際的な枠組みにおける人権対応としては、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」「労働安全衛生」の分野があげられます。その多くは日本企業にとってはどこか遠い話のように感じてしまいそうですが、実は身近な問題である「長時間労働」「ハラスメント」「ジェンダー」も配慮すべき人権リスクの一部です。

企業における人権対応は、特別なことばかりが求められているわけではなく、従業員や利害関係者など、企業とつながるすべての人々の尊厳を守ること、人を大切にすることが基本なのです。

3 消費者や投資家による企業への期待の高まり

消費者の環境問題や社会問題への関心が高まっており、人権や労働環境に配慮した商品やサービスを選ぶ傾向にあります。また、インターネットの普及等により、消費者が企業活動に関する情報に容易にアクセスできるようになったことで、企業が真に倫理的な経営を行っているかどうか、企業の言動を厳しくチェックするようになっています。消費者は単に商品やサービスの品質や価格だけでなく、企業の倫理観や社会貢献活動なども重視するようになりました。

そのほか、世界の株式市場においてESG投資が広く

浸透していますが、責任投資原則（PRI）はESG投資の「S（社会）」の主要な要素の一つとして人権を位置付けており、人権をESGの核とする方針を表明しています。さらに企業の人権対応をスコア化し、格付けして公開する機関が複数登場しており、そのスコアが消費者や投資家、就活学生等の判断材料になっています。人権対応が企業イメージや売り上げの増減、資金調達や株式、取引関係等に大きく影響しており、**企業価値を決めている**ことが分かります。

4 各国で進む法制化

指導原則の策定を機に、欧米を中心に企業の人権対応を法制化する動きが進んでいます。これにより、各国の法令・指令が直接適用される一定の日本企業や現地子会社だけでなく、直接適用を受けない日本企業においても取引先企業のサプライチェーンとして対応を求められる可能性があります。

日本では、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等、ソフトローの形で人権対応を求めています。近時、**公共調達の入札要件に人権対応が含まれたり、取引先等の人権対応を定める条項を含んだ契約を求める企業が増加**しており、今後、日本国内においても実質的な義務化が進んでいく可能性は十分に考えられます。

5 まとめ

企業における人権対応は、必ずしも難しい問題ばかりではないのですが、対応しない企業は社会的に認められず、サプライチェーンから排除されてしまう可能性があります。企業の関わるすべての人々の人権が侵害されるリスクを事前に回避することが、企業の持続的な成長を実現するためには不可欠です。

当法人では、専門家ならではの視点で「ビジネスと人権」への取り組みをご支援いたします。お困りごとがありましたら一度ご相談ください。

CONTENTS

01. 定額減税の調整給付について
02. 相続人不存在について
03. 共同親権を認める民法改正の概要
04. 「ビジネスと人権」に取り組みましょう

解説動画を是非
ご覧ください



NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS 総合税理士法人	■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人	■ NTS 総合社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人	■ NTS 丸の内社会保険労務士法人

8月1日より、NTS丸の内社会保険労務士法人“札幌事務所”を開致しました。



NTS 総合コンサルティング
グループ

代表 吉井 清信

拝啓 盛夏の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、7月10日、東京株式市場の日経平均株価の終値が4万1,800円を超え、2日連続で史上最高値を更新し、株価だけは日本の“失われた30年”を取り戻したような形となっています。

今後は、我が国の実体経済がさらにどう前に進められるかにかかっていますが、欧米の投資家からは、インフレ傾向の中、賃上げに対して企業が積極的な姿勢を強めていることや、半導体関連に積極的に投資が進められるなど日本の産業構造が変わると期待されているようです。

株価の上昇は、今年から導入された新NISA（少額投資非課税制度）にとっても投資

の魅力が増し、個人投資家にとっては長期的に資産を増やすことに寄与することになりますが、一方で、NISAの拡大が米国債利回りの上昇を抑制しているほか、今年予想されていた円相場の反発を遅らせ、円の対ドル相場を5円押し下げているとの見方も出ています。

現在の円安水準は、外国人観光客を呼び込むプラスの面もありますが、原油や食料品の輸入価格を押し上げ、企業収益を圧迫し、消費を冷え込ませるマイナス面の方が大きいと思われますので、過度な円安をどう抑制していくか、今後の政府や日銀による経済政策のかじ取りが非常に注目されます。

敬具

会計・税務 NTS 総合税理士法人

定額減税の調整給付について

調整給付とは、納税義務者本人及び同一生計配偶者と扶養親族（国外居住者を除く）に基づき算定される定額減税可能額が、当該納税義務者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る、すなわち「定額減税が引き切れずに余ってしまう」者に対し、その引き切れない額の合算額を基礎に算定した額を市区町村から支給するものです。具体的には右記の方法で算定します。

調整給付の金額の算出方法

調整給付の金額＝①＋②（1万円未満切上）

所得税分控除不足額（①）＝（3万円×減税対象人数）－ 令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）

個人住民税所得割額分控除不足額（②）＝（1万円×減税対象人数）－ 令和6年度分個人住民税所得割額

→次ページに続く

所得税と個人住民税所得割のいずれか一方が課税(0円超)であり、定額減税の対象であれば、減税前の税額が0円の税目についても控除不足額が算出されます。そのため、減

税対象人数1人につき4万円(所得税分3万円+個人住民税分1万円)を基礎に、給付の金額が計算されます。

■ 調整給付の金額の計算例(扶養親族等なし、所得税額のみ0円のケース)

【定額減税可能額】	所得税	30,000円	個人住民税所得割	10,000円
【税額（定額減税前）】	所得税	0円	個人住民税所得割	4,500円
【定額減税実施額】	所得税	0円	個人住民税所得割	4,500円
【調整給付額の算出】				
①所得税分控除不足額：		定額減税可能額（30,000円）－ 税額（0円）＝ 30,000円		
②個人住民税所得割額分控除不足額：		定額減税可能額（10,000円）－ 税額（4,500円）＝ 5,500円		
		①＋②＝ 35,500円		
【調整給付の金額】	40,000円（1万円未満切上）			

市区町村により異なりますが、令和6年夏ごろから支給が始まります。対象者には市区町村から書類が届き、返送手続きが必要で申請期限もあるため注意が必要です。

一方、公金受取口座を登録(自身が保有する預貯金口座を給付金等の受取のための口座として、国に任意で登録)している場合には、返送手続きが不要とされることもあります。また、書類を基にオンライン申請ができることもあります。

なお従業員等が調整給付を受けることについて、会社が行う手続きはありません。

また調整給付は、令和5年分の確定申告(又は年末調整)の結果をもとに対象者の判定や給付額の計算が行われるため、令和6年分の所得が前年より増加した場合には結果的に給付が過大と判明する可能性もありますが、その場合でも過大分を返還する必要は無いとされています。

登記

NTS 総合司法書士法人

相続人不存在について

1 相続人不存在とは

民法では、亡くなった人の相続に関して、相続人を定めています(民法900条)。第一順位は子及び配偶者、第二順位は父母(亡くなっている場合にはご健在の祖父母)及び配偶者、第三順位は配偶者及び兄弟姉妹と定められています。少子化が進んだ現在、亡くなった方に上記の全ての方が存在しない場合があり、これが相続人不存在と呼ばれています。また、相続放棄がなされた場合にも、放棄をした人ははじめから相続人でなかったことになるため、相続放棄等により相続人がいなくなれば、同様に相続人不存在となります。

2 相続人不存在の場合の手続き

(1) 相続財産清算人の選任

相続人不存在の場合には、誰かが財産を管理する必要があるため、相続財産清算人を選任して、相続財産を管理する必要があります。相続財産清算

人の選任は、利害関係者(例えば、亡くなった方の療養看護に努めた親族、債権者等)や検察官が家庭裁判所に申し立てる方法により行われます。

家庭裁判所には、相続人不存在を証明するための戸籍謄本や相続放棄申述受理証明書、申立人の利害関係がわかる書類(戸籍謄本、金銭消費貸借契約書等)、相続財産の資料などを添付して、申立書を提出する方法により手続きが行われます。相続財産清算人には報酬を支払う必要があるため、相続財産が少ない場合には、申立人が予納金を納めて、その報酬に充てる場合があり、100万円前後の予納金が必要になる場合があります。

(2) 官報公告

相続財産清算人の選任がなされた場合、その内容は官報で公告され、その際に、相続人がいるならば申し出てほしい旨の公告もあわせてなされます。

また、債権者や受遺者の確認についても官報で公告され、債権者や受遺者が見つければ、相続財産から支払いがなされます。



NTS 総合司法書士法人

共同親権を認める民法改正の概要

改正民法が令和6年5月17日に成立し(同月24日公布)、以前より議論されてきた離婚後の共同親権が初めて導入されました。今回の改正は、父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響及び子の養育の在り方の多様化という背景、養育費及び親子交流の取決め率・履行率が低調であるという現状に鑑みて、離婚後も父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たせるようにしたものです。その概要について解説します。

1 親の責務等に関する規律の新設

父母が子に対して負う責務が明確化されました(子の人格の尊重、父母の互いの人格尊重と協力等)。また、親権が子の利益のために行使されなければならないものであることが明確化されました。

2 親権・監護等に関する規律の改正

1) 離婚後の親権者に関する規律の見直し

従前は協議離婚の場合に父母の一方を親権者と指定することになっていましたが、今回の改正により、父母の双方を親権者とすることが可能になりました(共同親権)。協議が調わない場合には、裁判所が子の利益の観点から親権者を父母の一方又は双方に指定します。父母双方を親権者とすることで子の利益を害する場合、すなわちDVや子への虐待のおそれがあるケースでは単独親権としなければならないことが定められています。また、親権者変更に当たって協議の経過を考慮することが明確化されました。

2) 親権行使に関する規律の整備

父母双方が親権者であるときは共同行使することとしつつ、①子の利益のために急迫の事情があるとき(DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等)、②監護及び教育に関する日常の行為(子の身の回りの世話等)については、例外的に親権の単独行使が可能であるこ

とが明確化されました。また、父母の意見対立を調整するための裁判手続が新設されました。

3 養育費の履行確保に向けた改正

養育費債権に優先権(先取特権)を付与し、訴訟等をしなくても差押え可能になりました。また、法定養育費制度が導入され、父母の協議等による取決めがない場合にも養育費請求が可能となりました。

4 親子交流に関する規定の改正

審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律、婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律、父母以外の親族(祖父母等)と子との交流に関する規律が整備されました。

5 その他の改正

養子縁組後の親権者に関する規律が明確化された他、財産分与の請求期間が2年から5年に延長されました。

今回主に共同親権が注目されておりますが、養育費に先取特権が付与されたことや法定養育費制度の導入なども画期的な改正であり、今後養育費履行率の上昇に寄与することが期待されます。

官報公告は6カ月以上の期間を定めて行われ、その期間内に相続人が出てこなければ相続人不存在が確定します。

(3) 特別縁故者への財産分与

相続人不存在の場合に、特別縁故者に相続財産が分与される場合があります。特別縁故者とは、被相続人と生計をともにしていた方(内縁関係等)、被相続人の療養看護に努めた人など特別な縁故があった方をいいます。

特別縁故者へ相続財産が分与された後に、余った残りの

相続財産については、国庫に帰属することとなります。

3 まとめ

上述したように、相続人不存在の場合、手続きが終了するまでに時間がかかりますし、相続財産次第では多額の予納金を納める必要があります。また、相続財産を勝手に処分してはいけないので注意が必要です。